

# なごや暮らしのあんしん情報

## 詐欺被害



## 電話がアブナイ!!

「私は絶対、詐欺被害にはあわないわ!」「詐欺の手口も知っているから大丈夫!」被害にあい大事なお金をとられたほぼ全員が、そう思っていました。

メールの場合は無視するか、不安に思ったら誰かに相談する余裕があります。

**しかし電話では、「今日までですよ」**

**「急いでください時間がありません。」**

**などと考える余裕を与えない口**

**調で、スーパーなどのATMへ誘**

**導します。**



### 事前に対策しましょう!

- 自宅の電話を常に留守番電話にしましょう。悪質業者は録音されることを嫌いますから、在宅時でも留守電にしておくことが悪質電話対策に有効です。
- ナンバーディスプレイの電話機なら、家族・知人の電話番号を登録しておきましょう。登録してある人以外からの電話は出ないで様子を見ましょう。
- 通話録音機能を備えた装置、怪しい電話番号を自動で着信拒否する機能を備えた装置などいろいろな電話機が販売されています。
- どのように対策するか家族でよく話をしましょう!

# 見守り 新鮮情報

「**不用品**があれば**買い取る**」と女性が**訪問**してきた。**突然**だったので、すぐには用意できないことを伝えると、**1時間後**に今度は**男性**が来た。いらない洋服等を出したが「壊れた**宝飾品**があれば**出してほしい**」と言われ、指輪等を含めて

**2万5千円**で買い取ってもらった。その後、**形見の指輪**を渡したことを**後悔**し、また買い取り**価格が安すぎる**と思ひ、買い戻したいと電話をしたところ「商品は**別の業者に渡してしまった**」と言われた。

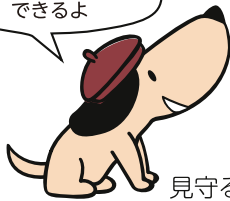
(60歳代 女性)



## 訪問して買い取りを行う業者との契約は慎重に

### ひとこと助言

クーリング・オフ  
できるよ



見守るくん

- 自宅で物品を買い取ってもらい訪問購入では、購入業者は突然訪問して勧誘することはできません。このような行為を行う購入業者を家に入れないようにしましょう。
- 購入業者は、前もって電話等で連絡した場合でも、消費者が事前に承諾した買い取り対象以外の物品について売却を求めることはできません。「貴金属はないか」などと当初とは違う物品の売却を突然求められたときは、きっぱりと断りましょう。
- 訪問購入はクーリング・オフが出来ます(法律で定められた書面を受け取った日を含めて8日間)。この期間内は購入業者に物品を引き渡さないこともできるので、物品を渡さないことがトラブルを防ぐ一つの方法となります。
- 困ったときは、下記の**消費生活センター**にご相談ください。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第290号 (2017年9月26日) 発行：独立行政法人国民生活センター

### 利用のご案内

相談室(相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です)

受付時間 月～金曜日 9:00～16:15  
(祝日・年末年始を除く)  
TEL 052-222-9671  
TEL 052-222-9674  
TEL 052-223-3160

消費生活相談 金融商品・高齢者悪質商法110番

架空請求ホットダイヤル

サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 9:00～16:15  
(祝日・年末年始を除く)  
TEL 052-222-9690

土・日テレフォン相談

※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。  
※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

### くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日 9:00～17:00  
(祝日・年末年始を除く)  
TEL 052-222-9677

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

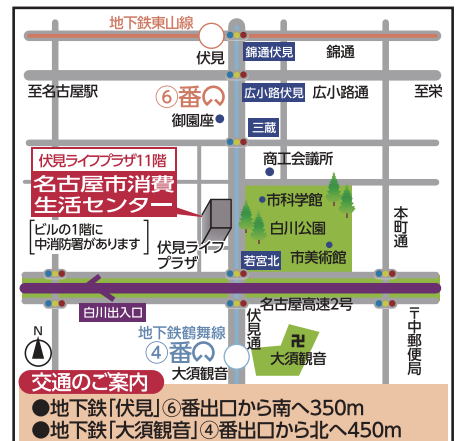
URL

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。

〒460-0008  
名古屋市中央区栄一丁目23番13号 伏見ライブプラザ11階  
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678



### 交通のご案内

- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m

● 本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。  
● このパンフレットは、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

名古屋市消費生活センター